

令和9年度 奨学金案内（予約）

奨学金を希望する皆さんへ

高校・専修学校高等課程



公益財団法人青森県育英奨学会は青森県の子弟のうち、学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対し学資の貸与等を行い、本県及び国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与することを目的としています。

☆奨学金は、貸与です。卒業後返還することになります。

返還金は、後輩の奨学金として再び活用されます。奨学金を希望する人はこの案内書をよく読み、自分の現在・将来の生活設計に基づき、奨学金の種類・申込条件・返還方法等を考えて自分で申込みに必要な書類を書き、自分で申込んでください。（家計の収入等、家族の方に相談しなければ書けないところは、よく相談して書いてください。）

また、貸与が終了したときは、連帯保証人2名の印鑑証明書等が必要になります。
なお、他団体等との奨学金の併用は可能です。

公益財団法人青森県育英奨学会

公益財団法人青森県育英奨学会では、高等学校（特別支援学校高等部を含む。）・専修学校高等課程に進学後、奨学金を希望する生徒に対して、進学前に申込みをする予約奨学生（奨学生採用候補者）の募集をしています。

【申込みの条件】	中学校（特別支援学校を含む。）の第3学年に在学し、令和9年4月に高等学校又は専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）へ進学を希望する人で、学業・人物ともに優れ、健康上修学に支障がなく、経済的理由により修学が困難な人。									
	※1 専修学校（高等課程）は本会の指定要件に合う学校のみ。									
	※2 高等専門学校（八戸工業高等専門学校等）は、本会の貸与対象となりません。日本学生支援機構等、他団体へご相談ください。									
	収入のめやす（単位：万円）									
	<table><tr><td></td><td>給与所得の世帯</td><td>給与所得以外の世帯</td></tr><tr><td>3人世帯</td><td>604</td><td>225</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>627</td><td>241</td></tr></table>			給与所得の世帯	給与所得以外の世帯	3人世帯	604	225	4人世帯	627
	給与所得の世帯	給与所得以外の世帯								
3人世帯	604	225								
4人世帯	627	241								
	○給与世帯は収入金額、給与以外の世帯は収入金額から必要経費を引いた金額。									
	○この金額は収入限度額のめやすです。就労者数や就学者数等、家庭の状況によって変わる場合がありますので、家族全員の収入と就学状況等を学校に相談してください。									
	成績のめやす									
	<table><tr><td>中学校第1学年から第2学年までの 学習成績評定平均値（5段階評定）</td></tr><tr><td>原則 3.0以上</td></tr></table>		中学校第1学年から第2学年までの 学習成績評定平均値（5段階評定）	原則 3.0以上						
中学校第1学年から第2学年までの 学習成績評定平均値（5段階評定）										
原則 3.0以上										
	○家庭状況又は学習意欲によっては、3.0未満であっても出願できます。									
	※選考の結果、採用にならない場合があります。									
申込者本人が主債務者となり、その他に連帯保証人が2名必要です。（未成年者は除く。） 本人・第一連帯保証人・第二連帯保証人の三者は、等しく奨学金返還の責任を負います。										
第一連帯保証人	青森県内に住所を有する親権者（父母又は後見人）									
第二連帯保証人	申込者本人・第一連帯保証人と独立の生計を営む者であって、原則として本人の4親等以内（父母を除く。）の親族で、貸与終了時65歳未満の保証能力のある人。（年収100万円以上）									
借りられる金額	希望する貸与月額を次の中から選んでください。 ※高等学校等に進学した後に提出していただく『確認書』により最終決定します。 (月額) ア 18,000円 イ 23,000円 ウ 30,000円 エ 35,000円									
借りられる期間	原則として令和9年4月から卒業するまでの最短修業年限まで									

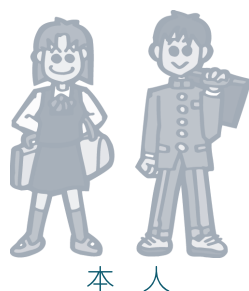
【申込みから決定まで】

奨学金に関する手続きはすべて学校を通じて行います。(下図の①～③)

審査・選考を行い、奨学生採用候補者(=予約奨学生)を決定します。(下図の④～⑤)

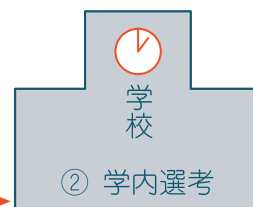
申込者が多い場合、前頁の申込みの条件を満たしていても採用候補者とならないことがあります。高等学校等へ進学後も奨学生の募集がありますので、再度申込みいただくこともできます。(例年4月下旬締め切り)

・奨学金は卒業後返還することになります。



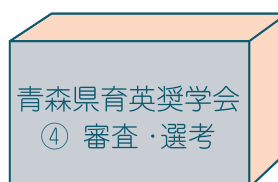
本人

① 申込み
(学校の申込期限に遅れないようにしてください。)



⑤ 採用候補者決定
③ 推薦

「⑤採用候補者決定」時に、在学する中学校を通して次の書類を交付します。
(11月中旬)「奨学生採用候補者決定通知」の交付
(2月中旬)「確認書・進学届・振込口座届」と
「高等学校奨学金一部返還免除届(通学費等)」の交付



【奨学生として採用されるためには(採用候補者になったら)】

進学後、「確認書・進学届・振込口座届」を高等学校へ定めた期日までに提出してください。(期日までに提出しない場合には、奨学生として採用されず奨学金は受けられなくなります。)
「確認書・進学届・振込口座届」は大切な書類ですから、紛失しないように保管してください。
奨学生に採用されますと、奨学生証・奨学生のしおりを交付します。(6月中旬)

【奨学生になったら】

奨学生としての自覚を持ち、高校生にふさわしい生活態度で、学業に励んでください。
また、家計が好転したときは、奨学金を辞退してもらうことになります。

【奨学金の振込は】

奨学金は、青森みちのく銀行の本・支店に開設された奨学生本人名義の預金口座に振り込みします。

最初の振り込みは、6月22日頃になる予定です。

2回目以降の振り込みスケジュールは、採用候補者決定通知書で確認してください。

【貸与が終了した時は】

返還誓約書(借用証書)を提出してください。その際、連帯保証人2名の署名・押印・印鑑証明書等が必要になります。提出の方法は、学校の指示にしたがってください。

奨学金は、先輩からの返還金を直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっています。約束どおり必ず返還してください。

くわしくは、裏表紙をご覧ください。

申込書の書き方（記入例）

- ◎本人欄・連帯保証人欄は、必ずその人が記入してください。（代筆不可）
- ◎押印は、それぞれが別の印鑑で、朱肉を使って鮮明に押してください。（スタンプ式は不可）
- ※同じ筆跡・印鑑の場合や押印が不鮮明な場合には、改めて作成していただくことになります。

給与所得だけの場合 高等学校奨学金予約申込書 表面

公益財団法人青森県育英奨学会理事長 殿 令和 8 年 8 月 26 日
下記の記載事項に相違ありません。貴会の奨学金を申込みします。

学校名 青森市立 青森中学校 第3学年 7 組

本（主債務者）人 フリガナ アオモリ イクコ 性別 女 住所 〒030-0011 TEL 017-722-0567
青森市山辺1-2-3 山辺荘101
生年月日 平成 23 年 8 月 8 日

連帯保証人 一 青森太郎 住所 〒030-0011 TEL 017-722-0567
青森市山辺1-2-3 山辺荘101
生年月日 昭和 55 年 7 月 7 日 (通算) 39 年
(続柄：本人の 父) 第一連帯保証人勤務先住所 東津軽郡平内町卸町7-6-5 TEL 017-799-7890

連帯保証人 二 育英奨一 住所 〒030-8540 TEL 017-734-9879
青森市新町2-3-1
生年月日 昭和 57 年 5 月 5 日 第二連帯保証人勤務先名 運輸手
(続柄：本人の 叔父) 第二連帯保証人勤務先住所 青森市問屋町3-2-1 内線517 TEL 017-758-1122 (有)育英商事

同一生計の家族

続柄	氏名	年齢	1.(職種) 勤務先名	収入・売上金額 万円	所得金額 万円
父	青森 太郎	46	(営業職) ㈱平内事務機 青森支店	A 503	a 154
母	青森 花子	44	(事務職) 青森商店 経理課	B 211	b 130
祖父	青森 秋男	73	(無職) 年金	120	55
兄	青森 三郎	19		0	0
弟	青森 三郎	5		0	0
同一人で2種類の所得がある場合には、所得ごとに分けて記入する。				[①～⑤の計]	339

家族

続柄	氏名	※設置者	※就学者控除	※通学別	控除額 万円
姉	青森 春子	国・公・私立	小・中・高・高専(3学年)・専修(高等・専門)・短大・大学	自宅・自宅外	57
兄	青森 二郎	国・公・私立	小・中・高・高専(1学年)・専修(高等・専門)・短大・大学	自宅・自宅外	78
		国・公・私立	小・中・高・高専(1学年)・専修(高等・専門)・短大・大学	自宅・自宅外	

給与所得以外もある場合

同一生計の家族

続柄	氏名	年齢	1.(職種) 勤務先名	収入・売上金額 万円	所得金額 万円
父	青森 太郎	46	(商業) 育英家具店	C 1,284	c 311
母	青森 花子	44	(専従者給与) 育英家具店	D 92	d 27
祖父	青森 秋男	73	(無職) 年金	120	55
弟	青森 三郎	5		0	0
同一人で2種類の所得がある場合には、所得ごとに分けて記入する。				[①～⑤の計]	393

所得金額の算出例

令和8年度市民税・県民税所得証明書 第1222号

健康保険被保険者 青森市 山辺1-2-3 山辺荘101 氏名 青森太郎

合計所得金額	所得控除金額の合計額	課税標準額	年税額	税額の内訳					
¥3488800	¥3488800	¥216256	¥51100	市民税	県民税	市町村民税	均等割額	市町村民税	均等割額
				¥29400	¥3000	¥17700	¥1000		

種類	金額	種類	金額	種類	金額
(給与収入金額)	¥5036567	(的年金等収入金額)	¥0		
給与所得金額	¥3488800	所得金額	¥0		

給与所得だけの場合

◎世帯の中で一番収入が多い者の算出例

父太郎さんは、給与所得で、世帯で一番収入が多いので(A)表に該当

(A)表：給与所得の場合の「所得控除額」の計算表
(家計支持者1人だけ該当)

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合	年間収入×0.2+238万円 (ただし、収入金額が298万円未満の控除額は収入金額と同額である。)
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入×0.3+198万円
781万円を超える場合	432万円

収入が503万円なので-(収入金額の1万円未満の端数は切り捨て)
503万円×0.3+198万円=348.9 端数の四捨五入で→349万円
所得金額は503万円-349万円=154万円……a

令和8年度市民税・県民税所得証明書 第1223号

健康保険被保険者 青森市 山辺1-2-3 山辺荘101 氏名 青森花子

合計所得金額	所得控除金額の合計額	課税標準額	年税額	税額の内訳					
¥1301700	¥1301700	¥240000	¥26000	市民税	県民税	市町村民税	均等割額	市町村民税	均等割額
				¥12600	¥3500	¥8400	¥1500		

種類	金額	種類	金額	種類	金額
(給与収入金額)	¥2116755	(的年金等収入金額)	¥0		
給与所得金額	¥1301700	所得金額	¥0		

◎その他の所得者の算出例

母花子さんは、父より収入が少ないので(B)表に該当

(B)表：給与所得の場合の「所得控除額」の計算表
(その他の所得者)

年間収入金額	控除額
65万円以下の場合	年間収入と同額 年間収入×0.4(ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円である。)
65万円を超え180万円以下の場合	年間収入×0.3+18万円
180万円を超え360万円以下の場合	年間収入×0.2+54万円
360万円を超え660万円以下の場合	年間収入×0.1+120万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	

収入が211万円なので-(収入金額の1万円未満の端数は切り捨て)
211万円×0.3+18万円=81.3 端数の四捨五入で→81万円
所得金額は211万円-81万円=130万円……b

令和8年度 令和07年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 青森市山辺1-2-3 山辺荘101

氏名 青森太郎

職業 家具販売 青森太郎 本人

収入金額等 12846256

所得金額 3114731

税額の計算 12846256

所得金額 3114731

税額の計算 12846256

給与所得以外もある場合

父太郎さんは給与以外の所得なので、収入金額と所得金額の1万円未満の端数を切り捨てた金額をそれぞれの欄に記入してください。

母花子さんは、給与所得なので、給与所得の場合の上記(B)表を使用した計算式にあてはめます。

収入が92万円なので-(1万円未満の端数は切り捨て)
92万円×0.4=36.8 → 65万円未満なので 65万円
所得金額は92万円-65万円=27万円……d

※給与所得以外の所得がある人は、所得課税証明書と確定申告書(第一表・第二表)の写しを提出してください。

※同一人で2種類の所得があるときは、上下に区分して記入してください。ただし、いずれも給与所得の場合は合計した金額を記入してください。

申込みに必要な提出書類

★高等学校奨学金予約申込書(申込者本人・連帯保証人2名それぞれの署名・押印が必要です)

◎第一連帯保証人・第二連帯保証人の条件は1ページをご確認ください。

★所得の証明書(収入がある家族全員と第二連帯保証人のものが必要となります)

◎所得課税証明書は、住所地の市町村役場で発行しています。原本を提出してください。

収入金額、扶養人数が記入してあるものの交付を受けてください。

なお、収入のすべてを把握できない、登録住所の確認ができない等の場合があるため、源泉徴収票による代替は認めておりません。

家族の状況	提出書類
① 給与所得者	次のいずれか ○ 所得課税証明書 ○ 市町村民税・県民税特別徴収税額の通知書の写し(5月に事業所から配付)
② 給与所得者以外 (自営業・農業・漁業等)	次のアとイ ア 確定申告書の写し (第一表・第二表、提出した日付と税務署名がわかるもの) イ 所得課税証明書
③ 令和7年1月1日以降に 転職・就職した者	給与所得者の場合、次のアとイ ア 所得課税証明書 イ 給与明細書の写し(最近3ヶ月分)又は給与見込証明書 給与所得者以外の場合、次のアとイ ア 所得課税証明書 イ 損益計算書 申込時現在の月収及び賞与等を参考にして、1年間分の収入を推算してください。
④ 年金所得者	次のアとイ ア 所得課税証明書 イ 年金支払(改定)通知書の写し
⑤ 失業中の者	次のアとイ ア 所得課税証明書 イ 雇用保険受給資格者証の写し
⑥ 生活保護受給世帯	次のアとイ ア 所得課税証明書 イ 保護開始(変更)通知書の写し
⑦ 母子・父子家庭	該当する家族の状況①～⑥の提出する書類に加え、次のアとイ ア 申込者本人が属する戸籍とう本(全部事項証明書)の原本 イ 児童扶養手当証書の写し又は遺族年金(改定)通知書の写し ※児童扶養手当証書は更新の際、事前にコピーを取っておくか、証書の再発行を市町村に依頼し、受給者と受給金額がわかるものを提出してください。

◎本会・学校が推薦・選考のため他の書類を提出していただく場合があります。

※個人番号(マイナンバー)の記載のある書類に関しては受取できませんので、ご確認ください。

個人番号が記載されている場合は、黒色で塗り潰してください。

奨学金申込書 裏面

記入例

「希望する貸与月額」欄

申込書提出日現在の希望する貸与月額を○で囲んでください。

希望する貸与月額 高等学校等に進学した際に、希望する貸与月額を次の中から選択し、○で囲んでください。
ア 18,000円 イ 23,000円 ウ 30,000円 エ 35,000円
※貸与月額は、高等学校等に進学した後に提出していただく『確認書』により最終決定します。

「進学を希望する学校名」欄

申込書提出日現在の進学を希望する学校名を記入し、課程を○で囲んでください。

進学を希望する学校名 奨学高等 学校 校舎 全日制・定時制・通信制

「家庭事情」欄

奨学金の貸与を必要とする家庭事情などを具体的に記入してください。
(父母等と相談して、本人が記入してください。)

奨学金の貸与を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することを記入してください。
父は給料が多くなく、母も家計を助けるため働いています。私は、高校でいろいろな検定を受け、部活動もがんばりたいと思っています。
私の進学により、さらに生活が苦しくなりますので、奨学金を希望します。

公益財団法人青森県育英奨学会高等学校奨学金貸与規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人青森県育英奨学会定款第4条第1号のうち、高等学校等に在学する生徒が受ける奨学金の貸与に関して必要な事項を定めるものとする。

(奨学生と奨学金)

第2条 本会は、優秀な生徒であって経済的理由により修学困難な者に対し、学資を貸与する。

2 この規則に基づき学資の貸与を受ける者を高等学校奨学生（以下「奨学生」という。）といい、その学資を高等学校奨学金（以下「奨学金」という。）という。

(奨学生の資格)

第3条 本会の奨学生となる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 青森県人の子弟であること。

(2) 高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び専修学校の高等課程に在学していること。

(3) 学業・人物ともに優秀で、かつ健康であること。

(4) 学資の支弁が困難であると認められること。

(奨学金の額及び貸与期間)

第4条 奨学金の月額額は、18,000円、23,000円、30,000円、35,000円の中から、奨学生が選択するものとする。

2 奨学金の貸与期間は、奨学生に採用した時から、その者の在学する学校の修業年限の終期とする。

ただし、奨学生に採用される前に、奨学金の貸与を受けた期間がある場合は、当該期間を除算する。

3 主たる家計支持者の失職、倒産、病気又は死亡若しくは火災、風水害等の事由により家計が急変し、緊急に奨学金を必要とする者の貸与期間等は、理事長が別に定める。

緊急採用による奨学金の貸与終期は、採用年度の年度末までとする。

4 学科の専攻科へ進学した奨学生は、引き続き修業年限の終期まで奨学金を貸与することができる。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学金申込書の提出)

第5条 奨学生志願者は、連帯保証人2名と連署して、本会あての奨学金申込書、その他理事長が定める書類（以下「申込書類」という。）を現に在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）に提出して、その推薦を受けなければならない。

2 奨学生志願者で、現に学校に在学していない者の申込書類は、前項の規定にかかわらず、その者の卒業した学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。

3 第1項から第2項の規定により申込書類を受け取った学校の長が奨学生志願者を本会に推薦しようとするときは、第3条に規定する奨学生としての資格を審査の上、学業成績その他必要な事項を記入し、本会に提出するものとする。

4 連帯保証人のうち、1名は、青森県内に住所を有する者であって、奨学生志願者が未成年者の場合はその親権者又は後見人、成年者の場合は父母兄弟又はこれに代わる者、他の1名は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の4親等以内（父母を除く。）の親族でなければならない。

(奨学生の採用及び確認書の提出)

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会において選考の上、これを決定する。

2 採用となった奨学生は、確認書を在学学校長を経て提出するものとする。

3 進学を条件として予約した者については、入学を証する所定の進学届及び確認書を在学学校長を経て提出させ、採用を決定する。

4 本会は奨学生を採用決定したときは、在学学校長を経て、決定通知を交付する。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金は、2月分ずつ交付するものとし、特別の事情があるときは、3月分以上を合わせて交付することがある。

2 奨学金の交付は、奨学生の設ける銀行預金口座に振り込んで行うものとする。

(資格確認)

第8条 本会は、在学学校長の協力を得て、奨学生としての資格の確認等を行うものとする。

2 在学学校長は、調書により奨学生について、資格の確認等を行い、本会に報告するものとする。

3 本会は、前項の報告に基づき、奨学生に対しとるべき処置を決定し、必要に応じて、在学学校長を通じて当該者に通知するものとする。

(奨学生の異動届)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学学校長を経て直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 連帯保証人を変更したとき。
- (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(転学又は退学による奨学金の取扱)

第10条 奨学生が退学したときは、奨学生を辞退したものとみなす。

2 奨学生が、転学した場合に在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を継続することがある。

(奨学金の休止及び停止)

第11条 奨学生が休学したとき又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止し、又は奨学金の貸与期間を短縮することがある。

(奨学金の復活)

第12条 前条の規定により、奨学金の交付を休止又は停止された者がその事由が止んで願い出たときには、奨学金の交付を復活することがある。ただし、休止された時から2年又は停止された時から2年を経過したときはこの限りでない。

(奨学金の廃止)

第13条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、在学学校長の意見を徴して、奨学金の交付を廃止することがある。

- (1) 傷病などのために成業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) 奨学生申込書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- (7) その他奨学生としてふさわしくないと認められるとき。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

(返還誓約書の提出)

第15条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人2名及び本人が未成年者の場合は親権者又は後見人と連署の上、返還誓約書(借用証書)を在学する学校又は在学した学校の長を経て、本会へ直ちに提出しなければならない。

- (1) 卒業又は奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

(奨学金の利息)

第16条 奨学金には利息を付けない。

第3章 奨学金の返還と返還猶予

(奨学金の返還)

第17条 奨学生が第15条の各号の一に該当するときは、貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、貸与期間に3を乗じた年月数の間に奨学金を返還しなければならない。

2 前項の奨学金の返還は、年賦、半年賦、月賦又はその他1年以内の割賦の方法によらなければならない。

3 奨学生又は奨学生であった者(奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当する場合は、その者の奨学金の返還については、前2項の規定は適用しない。この場合においては、本会の指定した日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。

- (1) 第13条第6号の規定により奨学金を廃止されたとき。
- (2) 正当な理由がなく奨学金の返還を怠ったとき。

4 奨学生若しくは奨学生であった者が死亡したとき又は特に必要があると認めたときは、第1項及び第2項の規定と異なる返還方法を指示することがある。

5 奨学金は、いつでも繰り上げ返還することができる。

(奨学金の返還猶予)

第18条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、願い出によって奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき。
- (2) 高等学校、高等専門学校、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学するとき。
- (3) 外国にあって学校に在学し、又は研究に従事するとき。
- (4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
- (5) その他真にやむを得ない事由によって返還が困難となったとき。

2 返還猶予期間は、前項第2号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは1年以内とし、さらにその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、前項第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときは、原則として通算5年を限度とする。

(返還猶予の願出)

第19条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を証明することのできる書類を添付し、連帯保証人2名と連署の上、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

(延滞金)

第20条 奨学生であった者が割賦金の返還を6月以上延滞したときは、延滞金を徴するものとする。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金につき年利3パーセントの割合をもって返還期限の翌日から返還完了の日までの日数によって計算した金額とする。ただし、延滞金の額が百円未満であるときは、その金額を徴収しないものとする。

(返還金の強制)

第21条 奨学生であった者又はその連帯保証人（以下「奨学生であった者等」という。）が割賦金の返還を延滞したときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手續に関する法令に定める手續等により割賦金の返還を確保するものとする。

第22条 奨学生であった者等が返還未済額の全部の返還（第17条第3項の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）の請求を受けても本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。

2 奨学生であった者等が本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額の全部の額につき延滞金を徴収するものとする。この場合においては、第20条第2項の規定を準用する。

(返還金の充当)

第23条 奨学生であった者等から返還金の支払いがあったときは、当該返還金を次の各号の定めるところにより割賦金に充当する。

- (1) 返還期日の到来する割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来した割賦金から充当する。
- (2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。
- (3) 返還期日の同じ割賦金については、先に貸与を受けた奨学金に係る割賦金から充当する。

(奨学生であった者の届出)

第24条 奨学生であった者が卒業、修了又は退学したときは、その住所及び勤務先を直ちに届け出なければならない。

2 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

3 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したとき又はそれらの氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

第25条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、在学した学校の長を経て直ちに異動届を提出しなければならない。

2 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに死亡届を提出しなければならない。

3 第1項の異動届を提出する場合は、第15条の規定に準じて返還誓約書（借用証書）を併せて提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第26条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号の一に該当するときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。

- (1) 死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなったとき。
- (2) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなったとき。

2 奨学生が負担する自宅から在籍する高校までの通学費又は下宿費が一定額以上である場合、理事長が定める方法により計算した額を免除することができる。

(返還免除の届出)

第27条 前条の規定により奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は、連帯保証人2名と連署の上次の各号の書類を添付し、奨学金返還免除願を提出しなければならない。

- (1) 死亡によるときは戸籍抄本
- (2) 心身障害によるときはその事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書並びに返還できなくなった事情を証する書類
- (3) 通学費及び下宿費について、理事長が定める額を超える額を負担するときは、その負担額を確認することのできる書類

(返還免除の決定)

第28条 前2条の規定により奨学金返還免除願の提出があったときは、審査決定し、その結果を本人、相続人又は連帯保証人に通知する。

第5章 補則

(実施細目)

第29条 この規則の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の公益財団法人青森県育英奨学会高等学校奨学金貸与規則第4条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以降に奨学生に採用される者に貸与される奨学金の月額について適用し、施行日前に奨学生に採用された者に貸与される奨学金の月額については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の公益財団法人青森県育英奨学会高等学校奨学金貸与規則の規定により貸与の決定がなされている学資に係る延滞金の計算については、なお従前の例による。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の公益財団法人青森県育英奨学会高等学校奨学金貸与規則第5条、第9条、第15条、第19条、第21条、第24条、第27条の規定は、令和6年4月1日以降に採用される者に適用する。

高等学校奨学金通学費等一部返還免除制度

本会の奨学生のうち、遠方から通学している方や、寮・下宿に入居している方の通学費又は下宿費の支払いにかかった経費について、高校奨学金において返還を一部免除する制度です。（専攻科を除く。）

※奨学生が対象です。当制度のみの申込みはできません。

（１）対象者について

奨学金の一部返還免除を希望する奨学生のうち、次の**全て**に該当する方が対象となります。

- ① 奨学生の属する世帯の生計維持者（原則父母。父母がいない場合は祖父母等、父母に代わって生計を維持している主たる方）が**市町村民税所得割非課税**（生活保護法による生業扶助を受給している世帯を除く。）であること。
 - ② 通学費では1月当たり1万円、下宿費（寮含む。）では1月当たり1万2千円のいずれかを超える額を負担していること。
- ※ 他の団体から通学費等に係る支援を受けている場合は、それを差し引いた本人負担額によります。
- ※ 下宿とは、原則として大家が同居する賄い付きの借間をいい、寮とは、高等学校等が生徒のために寮として設置又は指定した住居をいいます。

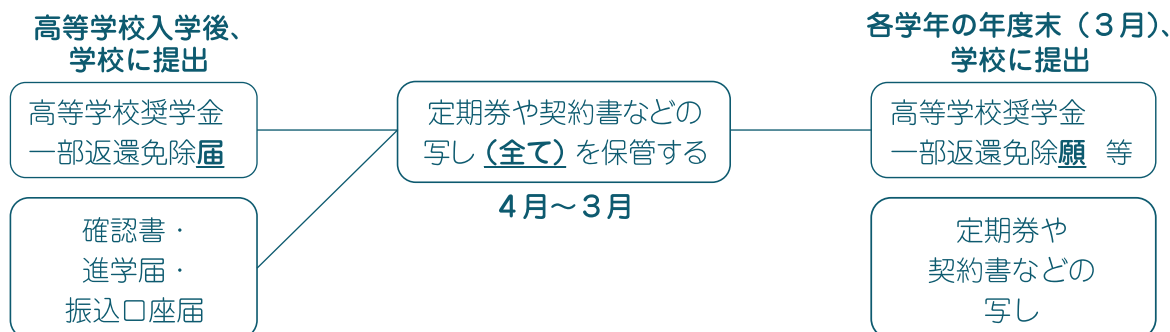
（２）対象経費等について

区 分	対象経費	1月当たりの 控除額 〔これは免除額ではありません。〕	1月当たりの 返 還 免 除 額
通学費	電車、バス、（スクールバス含む）利用による1月当たりの実費相当額（千円未満の端数切捨て） ※自家用車の利用については、やむを得ないと本会が判断した場合に限ります。	10,000円	奨学金の貸与月額又は対象経費の1月当たりの実費相当額の いずれか低い方の額から、控除額を差し引いた額 (例) 奨学金貸与月額…18,000円 1か月定期…25,500円→25,000円 (千円未満切捨て) 返還免除額…18,000円－10,000円 ＝8,000円/月
下宿費 又は 寮 費	下宿費又は寮費の契約書等に記載された金額の1月当たりの額（千円未満の端数切捨て）	12,000円	

（３）申込みについて

奨学金の一部返還免除を希望する場合は、高校に入学後、「高等学校奨学金一部返還免除届」と「確認書・進学届・振込口座届」を一緒に、指定の日までに提出してください。

なお、**年度末に一部返還免除額の算定に使用するための確認書類を提出する必要がありますので、あらかじめ購入した定期券（IC定期券は購入時の明細書等）全ての写しや契約書の写しを保管してください。**



～ 返 還 について～

【返還するには】

- 奨学金は、貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、貸与期間に3を乗じた年月数の間に全額返還することになります。（3年間借りた場合は9年間で返還）
- 卒業後、口座振替（ゆうちょ銀行又は青森みちのく銀行の口座振替）に加入して返還します。
- 返還方法は「月賦」・「半年賦」・「年賦」・「一括」があり、返還誓約書提出時に選びます。

貸与月額及び返還金額の例（めやす）

（単位：円）

貸与月額	貸与期間	貸与総額	月賦の場合		半年賦の場合		年賦の場合	
			金額	回数	金額	回数	金額	回数
18,000	3年	648,000	6,000	108	36,000	18	72,000	9
23,000	3年	828,000	7,666 (7,738)	108	46,000	18	92,000	9
30,000	3年	1,080,000	10,000	108	60,000	18	120,000	9
35,000	3年	1,260,000	11,666 (11,738)	108	70,000	18	140,000	9

（ ）は、最終回に返還する金額

【住所や氏名を変更したときは】

- 返還が終了するまでに住所や氏名等を変更した場合、変更があった都度、青森県育英奨学会へ届出が必要です。

【返還に困ったときは】

- 卒業後、進学したときや病気・災害・失職等の場合、願い出により一定期間返還が猶予されます。ただし、猶予期間終了後又は猶予している事由がなくなるとすぐに返還は始まります。
- 死亡又は心身に障害があるため返還ができなくなったときは、願い出により、状況に応じて全部又は一部の返還が免除されます。

【返還金を滞納したときは】

- 返還金の滞納期間が6か月を超えると、滞納している割賦金額に年利3%の割合を乗じて計算した金額が**延滞金**として課せられます。
- 返還金を長期間滞納したときは、裁判所へ「支払督促の申立」から「強制執行」に至るまでの法的措置を申し立てます。

★お問合せは、必ず在学する学校を通じてお願いします。

本会連絡先

〒030-8540 青森市長島一丁目1番1号 青森県教育庁教職員課内
公益財団法人青森県育英奨学会
TEL 017-734-9879 FAX 017-734-8274

その他、青森県育英奨学会の関連事業（学生寮入寮等）についても、下記のアドレスでご確認ください。

青森県庁HP

青森県育英奨学会

で

検索

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kyoin/syogakukin-boshuu.html>



◎この「奨学金案内」は、令和8年6月現在で記載してありますが、公益財団法人青森県育英奨学会高等学校奨学金貸与規則等が変更された場合には、変更後の規則が適用されますのでご承知おください。